

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

告示

- 市街地再開発組合の定款の変更認可……………一
……………(都市整備局市街地整備部民間開発課)……………一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(同)……………二
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………四
……………(生活文化局都民生活部管理法人課)……………四
- 都市計画の案……………(四件)……………五
……………(都市整備局都市づくり政策部……………五
土地利用計画課・緑地景観課・都市基盤部調整課)……………五
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………(二件)……………七
……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………七
- 大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要……………(同)……………八

告示

●東京都告示第千三百四十五号
都市再開発法 (昭和四十四年法律第三十八号) 第三十八

条第一項の規定に基づき北品川五丁目第一地区市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十五年九月十八日

東京都知事 猪 瀬 直 樹

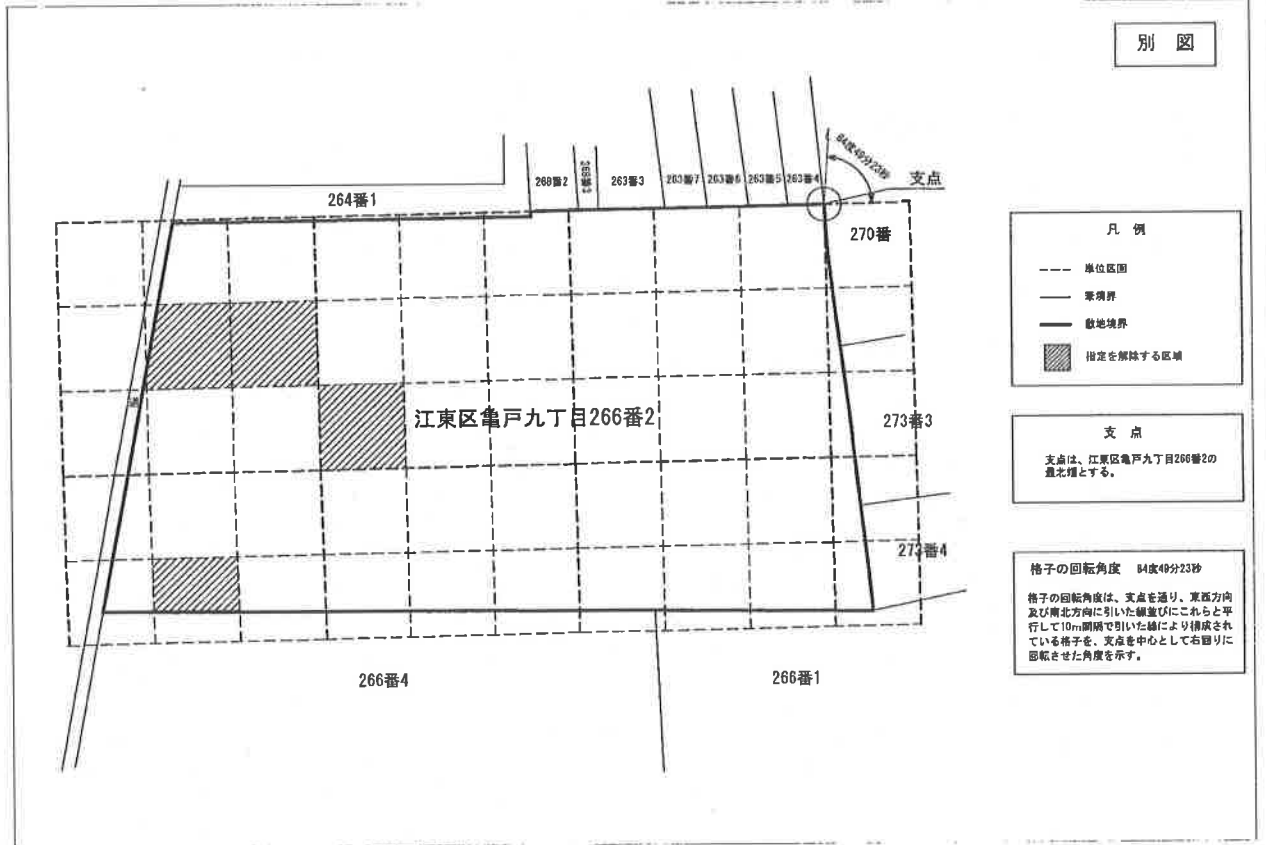
- 一 組合の名称
北品川五丁目第一地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間
平成二十一年三月二十四日から平成二十六年三月三十一日まで
- 三 施行地区
品川区北品川五丁目地内
- 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日
品川区北品川五丁目五番二十七号
平成二十一年三月二十四日
- 五 変更の内容
事務所の所在地を品川区北品川五丁目五番二十五号に変更する。
- 六 定款の変更の認可の年月日
平成二十五年九月十八日

●東京都告示第千三百四十六号
土壤汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条第二項の規定により、平成二十五年東京都告示第七百三十七号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年九月十八日

東京都知事 猪 瀬 直 樹

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり (江東区亀戸九丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去



●東京都告示第千三百四十七号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしななければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

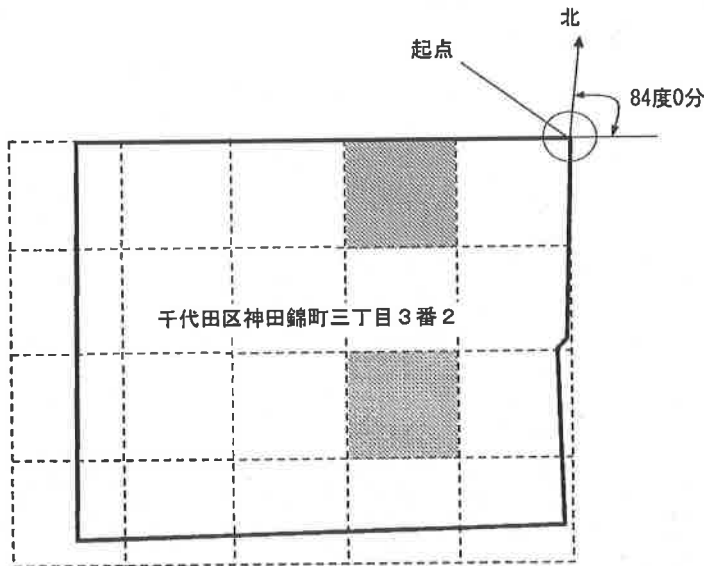
平成二十五年九月十八日

東京都知事 猪 瀬 直 樹

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(千代田区神田 錦町三丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

別図



【起点】
 起点は、千代田区神田錦町三丁目3番2の最北端とする。

【格子の回転角度（84度0分）】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

- 単位区画
- 敷地境界
- 形質変更時要届出区域

●東京都告示第千三百四十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年九月十八日

東京都知事 猪 瀬 直 樹

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（中央区京橋二丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物